

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名 : 初島電設株式会社
法人番号 : 4170001002660
業者の住所 : 和歌山県和歌山市冬野 1 3 5 9 - 7
- 2 指名停止の措置対象地区 : 近畿地区
- 3 指名停止の期間 : 令和 8 年 3 月 3 日 ~ 令和 8 年 4 月 2 日 (1 か月)

4 事実概要

初島電設株式会社は、和歌山県発注工事の施工に際して、建設業法に違反し、契約書を作成しないまま一部下請負業者に工事を施工させ、また施工体系図や標識の掲示を怠ったまま工事を施工していた。

これらのことが建設業法第 28 条第 1 項本文に該当するとして、和歌山県から令和 7 年 12 月 22 日付けで、同法第 28 条第 1 項の規定に基づく指示処分を受けた。

5 指名停止の理由

4 の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成 15 年 10 月機構規程第 83 号）別表第 2 第 13 号(下記参照)に該当する。

別表第 2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期間及び措置対象地区
1～12 省略	省略
(建設業法違反行為) 13 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。 14～16 省略	当該認定をした日から発生地区又は全地区を対象として 1 か月以上 9 か月以内 省略

<問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 建設企画部 工事契約課 TEL 045-222-9041(直通)